

法に基づく新しい届出対象業種一覧

区分	業種
旧許可業種 であった施設	1. 魚介類販売業（包装魚介類のみ） 2. 食肉販売業（包装食肉のみ） 3. 乳類販売業 4. 冰雪販売業 5. コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）※ ※旧許可業種で喫茶店営業と区分されていたもの
販売業	6. 弁当販売業 7. 野菜果物販売業 8. 米穀類販売業 9. 通信販売・訪問販売による販売業 10. コンビニエンスストア 11. 百貨店、総合スーパー 12. 自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。） 13. その他の食料・飲料販売業
製造・ 加工業	14. 添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。） 15. いわゆる健康食品の製造・加工業 16. コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。） 17. 農産保存食料品製造・加工業 18. 調味料製造・加工業 19. 糖類製造・加工業 20. 精穀・製粉業 21. 製茶業 22. 海藻製造・加工業 23. 卵選別包装業 24. その他の食料品製造・加工業
上記以外 のもの	25. 行商 26. 集団給食施設（1回20食程度以上） 27. 合成樹脂製の器具又は容器包装の製造・加工業 28. 露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの（届出は任意） 29. その他